

## 猿田毘古神社氏子会規約

### (目的)

第1条 この会は、猿田毘古神社を奉贊し、神社の祭ひ祀を行い、地域社会の福祉に寄与し、その他神社の目的を達成するための財産の管理その他の業務を行うことを目的とする。

### (会員)

第2条 この会の会員は、第1条(目的)に賛同された氏子をもって構成し、別に氏子名簿を作成し備え置く。  
会員資格は18歳以上の成人とする。男女他の性別は問わない。

### (役員)

第3条 この会の役員として、役員は3名とし3年1期とする。ただし再任は妨げない。

### (事業)

第4条 この会は、次の業務を行う。  
1、祭礼・研修会  
2、神社・境内地の維持管理  
3、他団体との連絡提携  
4、その他

### (運営)

第5条 この会の事業を運営するため、会計が事務局としてその任にあたるが、運営方法・会計報告等については、必要に応じて氏子総代が会を招集し決定する。

### (会費)

第6条 この会は、寄付・その他の収入を持って運営するが、会員は会の財産に対して持ち分を有しないと共に、受領した会費の返還義務を負わないものとする。

### (会計年度)

第7条 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

### (基本財産)

第8条 境内及び境内主要建物・鳥居等の変更、その他の重要事務については、氏子会で議事決定する。

### (その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附則 この規約は、令和5年4月1日から施行する。